

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 六 年 八 月 十 六 日

告 示

岐阜県告示第三百三十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 N・（一）アミノ・三・三・ジメチル・一・オキソブタン・二・イル）・五・プロモ・一・ブチル・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド及びその塩類（通称ADB・五Br・BUTINACA）
- 2 N・エチル・二・（二）・（四）イソプロポキシフェニル）メチル）・五・ニトロ・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル）エタン・一・アミン及びその塩類

- 3 （通称N・Desethyl isotonitazene）
（二R・三R）・二・（ベンゾ「d」二・三）ジオキソール・五・イル）・三・メチルモルフォリン、（二S・三S）・二・（ベンゾ「d」二・三）ジオキソール・五・イル）・三・メチルモルフォリン及びそれらの塩類（通称三・四・MDPM、三・四・MDPM、三・四・Methylenedioxyphenmetrazine）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日
令和六年八月十七日

令和六年八月十六日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社